

## 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」試行要領

### 1. 趣旨

労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

### 2. 対象工事

土木工事標準積算基準書（共通編）に記載されている工種区分を適用している工事を対象とする。（電気通信編は除く。）

### 3. 設計変更の対象項目

土木工事標準積算基準書（富山県土木部）第2章工事費の積算 ②間接工事費における、  
2. 共通仮設費 2-8 営繕費のうち、下記①～③の項目及び、3. 現場管理費の（1）1)  
労務管理費のうち下記④～⑤の項目とする。（以下「実績変更対象費」という。）

① 4) 労働者の輸送に要する費用

② 5) 上記1), 2), 3) に係る土地・建物の借上げに要する費用 のうち『宿泊費』

③ 5) 上記1), 2), 3) に係る土地・建物の借上げに要する費用 のうち『借上費』

④ イ. 募集及び解散に要する費用

⑤ ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

※②の宿泊費（1泊当り）の対象上限額は国家公務員等の旅費支給規定で定める額（宿泊費基準額）によるものとし、旅費支給規定別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額（税抜き）とする。ただし、妥当性が確認された場合は上限額によらないものとする。

### 4. 主な手続き

① 対象工事においては、特記仕様書に、<特記仕様書記載例>を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。このとき実績変更対象費の割合の表により、該当工種の割合を記載する。

② 工事実施にあたって必要な技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合において、受注者は、実績変更対象費の設計変更を希望できる。なお、労働者確保に要する方策に変更が生じることが判明した場合、受注者は、速やかに「実績変更対象費に係る実施計画書」（様式1）を提出し、監督員と協議を行う。様式1は労働者確保に係る契約時点の費用に、地域外からの労働者確保に必要な費用の見込み額（税抜き）を加え記載する。

③ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、受注者から「実績変更対象費に係る実績報告書」（様式2）及び実績変更対象費

に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を提出させ、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- ④ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「実績変更対象費に係る実績報告書」（様式2）のうち、証明書類において確認された費用（税抜き）から、土木工事標準積算基準書（富山県土木部）により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（共通仮設費率分及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を乗じて算出）を差し引いた費用を、土木工事標準積算基準書（富山県土木部）により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し設計額を算出する。
- ⑤ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑥ 疑義が生じ、受注者が協議を申し出た場合は、適宜協議するものとする。

＜特記仕様書記載例＞

第△条 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ず、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更することができる試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準書に基づき算出した額）における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：○○.○○%

2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：○○.○○%

3 契約締結後、実績変更対象費の設計変更が必要となった場合、受注者は、速やかに「実績変更対象費に係る実施計画書」（様式1）を提出し、監督員と協議を行う。

「実績変更対象費に係る実施計画書」（様式1）には労働者確保に係る契約時点の費用に、地域外からの労働者確保に必要な費用の見込み額（税抜き）を加え記載する。

- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、「実績変更対象費に係る実績報告書」（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「実績変更対象費に係る実績報告書」（様式2）のうち、証明書類において確認された費用（税抜き）から、土木工事標準積算基準書（富山県土木部）により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（共通仮設費率分及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を乗じて算出）を差し引いた費用を、土木工事標準積算基準書（富山県土木部）により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し設計額を算出する。  
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもつて金額の変更を行うものとする。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。